

庄内町立立川中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1)いじめの定義

「いじめ」は、ある生徒に学級・部活動など一定の関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為で、行為の対象生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場で判断する。

(2)本校の状況

近年非常に落ち着いており、大きないじめや問題行動は発生していない。ただ、からかいや冷やかかしなどは皆無ではない。

(3)いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本となるのは、生徒が友人や教職員との信頼関係の中、安心して学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加し活躍できる安定した学校である。

生徒に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合う人間関係を創り上げていくため、教職員は、生徒と共に信頼関係を構築する努力を重ねる必要がある。

(4)いじめの早期発見

いじめは「どの生徒にも起こりうる」「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」との認識の下、いじめの早期発見に全教職員が組織的に取り組んでいく。いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われる。遊びやふざけ合いを装って行われたりもする。今後も、「いじめはある」という目で生徒集団を観察する必要がある。

(5)いじめに対する措置

いじめの構造は、1 被害者、2 加害者、3 いじめ認知集団、4 いじめ非認知集団、の4重構造になっている。3や4の集団がいじめに同調したり黙認したりするのか、止める勇気や知らせる勇気を持つかで、集団のパワーバランスは大きく変わってくる。小さいいじめでも大きく扱い、生徒集団の意識を高め、いじめはしない、いじめを見たら止める勇気や知らせる勇気を育てなければならない。

いじめを発見した時は、教職員が積極的に情報交換を行い、即時対応する。特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、生徒の社会性の向上、人格の成長を図る指導を行うことに重点を置く。また保護者の理解を得て、関係機関・専門機関とも連携して再発防止に努める。

2 いじめ防止のための取組

(1)教職員の指導

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修会や職員会議等で周知を図り、全教職員で共通理解していく。生徒に対しても、全校集会や学級活動、生徒会活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気を学校全体に浸透させていく。

(2)生徒に培う力とその取組

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高めるため、人の役に立てたという自信や人から必要とされているという喜びを共感し合える学級作り、教科経営を行っていく。また困難な状況を乗り越える体

験を学校行事の取組の中でできるようにする。

さらに教育活動全体を通し、道徳教育や人権教育の充実、福祉体験や職場体験活動を推進することで生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養っていく。

また、意見の相違があっても、互いを認め合い、調整し、解決していくことや、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を各教科や特別活動などで培っていく。

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取組「いじめ対策委員会」(いじめ対策組織)の設置

①組織・構成

- 1) 校内のいじめの防止等の中核となる組織として「いじめ対策委員会」を設置する。
- 2) いじめ対策委員会は、校長が主宰する。
- 3) いじめ対策委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当教員、SC、SSWとする。必要に応じ、当該学級担任等や町教委指導主事、庄内教育事務所管内のいじめ解決支援チーム構成員、警察関係者等を加える。
- 4) 教頭を「いじめ対策担当教員」とし、いじめ情報の集約や迅速な対応等の推進リーダーとする。
- 5) いじめの早期発見、調査・指導の主体は、生徒指導部会・学年会が当たる。

②具体的な取組

- 1) 学校基本方針に基づく取組の実施
- 2) 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- 3) いじめの相談・通報の窓口
- 4) 情報収集・記録・共有・保管
- 5) 共有情報を基に組織的対応・方針の決定・事実関係の聴取・指導・支援体制の確立
・保護者・外部機関との連携
- 6) 校内研修や事例研究の企画・運営

(4) 生徒の主体的取組

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を生徒会を中心に展開する。

(5) 家庭・地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促し、必要に応じて具体的な対策を講じることができる青少年健全育成体制を、学校・家庭・地域の三者が連携して構築する。

3 いじめの早期発見

(1) 早期発見の具体的な対応

- ① いじめアンケートを次の時期に記名式で行う。生徒対象…6月・11月・2月、保護者対象…6月、11月。いじめアンケート調査用紙は、5年間保管する。定期的なアンケート調査やQ-Uの実施、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取組み、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、アンケートの結果を受け、生徒本人との面談や保護者との連絡(面談)を担当・学年主任等が迅速に行う。
- ② 生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ③ 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- ④ 保健室や相談室の利用、スクールカウンセラー、電話相談窓口の活用について広く周知する。
- ⑤ 生徒とともにいる時間を多くし、休み時間や放課後など、生徒の様子に目を配る。

- ⑥生活記録等、教職員と生徒の間で日常行われているものを活用して、生徒の交友関係や悩みなどを把握する。

(2)相談窓口などの組織体制

生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、以下の校内外の相談窓口について生徒及び保護者に周知し、相談しやすい体制を構築する。

①校内相談窓口

- ・学級担任(学級) ・養護教諭(保健室) ・教育相談員(相談室)

②庄内町・庄内地区電話相談窓口

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------------|
| ・庄内警察署ヤングテレホンコーナー | (45-1777) | 24時間 毎日) |
| ・庄内町教育委員会教育課 | (56-2214) | 8:30～17:15 月～金) |
| ・庄内町教育相談室 | (56-3317) | 9:00～16:00 月～金) |

- | | | |
|-------------------|----------------|-----------------|
| ・酒田警察署ヤングテレホンコーナー | (26-4970) | 24時間 毎日) |
| ・酒田市総合文化センター教育相談室 | (24-3650) | 9:00～16:00 月～金) |
| ここにこ安心ダイヤル | (0120-783042) | 9:00～16:00 月～金) |
| ・酒田市教育委員会学校教育課 | (26-5775) | 8:30～17:15 月～金) |
| ・酒田市青少年指導センター | (24-2901) | 9:00～17:00 月～金) |
| ・鶴岡警察署ヤングテレホンコーナー | (0235-23-4970) | 24時間 毎日) |
| ・鶴岡市教育委員会学校教育課 | (0235-57-4864) | 8:30～17:15 月～金) |
| ・鶴岡市教育相談センター | (0235-23-9351) | 9:00～16:00 月～金) |
| ・鶴岡市青少年育成センター | (0120-783-748) | 9:00～17:00 月～金) |
| ・庄内児童相談所 | (0235-22-0790) | 8:30～17:15 月～金) |

③県内電話相談窓口

- | | | |
|---------------------|----------------|-----------------|
| ・山形県教育センターいじめ相談ダイヤル | (023-654-8383) | 24時間 毎日) |
| ・山形県警本部ヤングテレホンコーナー | (023-642-1777) | 24時間 毎日) |
| ・山形いのちの電話 | (023-645-4343) | 13:00～22:00 毎日) |

④県外電話相談窓口

- | | | |
|--------------------|----------------|------------------|
| ・文科省 24時間いじめ相談ダイヤル | (0570-0-78310) | |
| ・法務局子どもの人権110番 | (0120-007-110) | 8:30-17:15 毎日) |
| ・いのちの電話 | (0120-738-556) | 10:00-22:00 毎日) |
| ・チャイルドライン | (0120-99-7777) | 16:00-21:00 月～土) |

⑤電話以外の窓口

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ・山形県教育センター相談メール | (non-ijime@pref.yamagata.jp) |
| ・子どもの人権SOS-eメール | (法務省HPバナーから) |
| ・子どもの人権SOSミニレター | (年1回全員に配布) |

(3)家庭・地域との連携

生徒がいじめられているような兆候があった場合には、当該生徒から速やかに話を聞き取る。その結果を、学級担任や部活動顧問等から保護者へ伝え、家庭での様子も合わせて聞き取るようにする。解決するまで継続的に家庭と連携し、場合によっては、問題が解決してもフォロー期間を設ける。また、保護者から心配事などを気軽に相談してもらえるように、面談や学級PTA懇談会等で信頼関係を築いていく。

更に民生児童委員や出身小学校の教職員、学区公民館・行政自治区の方からも、生徒の頑張りや気になる出来事などの地域情報を寄せてもらい、課題に対しては迅速に対応していく。庄内警察署や庄内児童相談所、人権擁護委員や山形地方法務局鶴岡支局・酒田支局等の外部機関からいじめの通報があった場合も、いじめられた生徒へ配慮しながら速やかに事実確認を行い、全力で問題の解決にあたる。

また、「庄内町立立川中学校『いじめ防止基本方針』（概要版）」は、4月に家庭配布を行うとともに、「庄内町立立川中学校『いじめ防止基本方針』」をHPに載せる。

4 いじめに対する措置

(1) 事実確認と組織的対応

①以下のようないじめ、またはいじめと疑われる行為を発見した場合、その場で速やかにその行為を止める。 ※【 】は、刑法に触れる可能性のある行為

・冷やかす からかい 悪口 脅し 嫌な言葉 仲間はずれ 集団による無視	
・軽くぶつけられる、遊ぶふりをして叩かれる・蹴られる、プロレス技かけられる	
・ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる	【暴行、傷害】
・嫌なこと、恥かしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	【侮辱、強要、脅迫】
金品をたかられる	【強要、恐喝】
金品の隠匿、盗難、破壊、投棄	【窃盗、横領、器物破損】
ソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	【名誉毀損】

- ②生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④相談や訴えを受けた教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」に報告し、全校職員で情報を共有する。
- ⑤いじめ対策委員会及び生徒指導部会や当該学年担任団が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- ⑥事実確認の結果、いじめがあった場合には庄内町教育委員会に報告をし、学年担任団から被害・加害生徒の保護者に連絡、保護者へ支援・助言等を行う。
- ⑦いじめる生徒に対して指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合には、いじめられている生徒を徹底して守る観点から、庄内町教育委員会の指導・助言の下、庄内警察署に速やかに相談・通報する。
- ⑧いじめアンケート(生徒、保護者)は記名式で行い、調査用紙は5年間保存する。いじめが認知された場合等には、過去のアンケート結果の確認も同時に行い、指導方針を立てる。

(2) いじめられた生徒またはその保護者への支援

- ①いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
- ②家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ④事態の状況に応じ、複数の教職員で当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ⑤いじめられた生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ⑥いじめられた生徒にとって信頼できる人(家族、親しい友人や教職員、教育相談員等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制を作る。
- ⑦いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する。また、状況に応じて庄内町教育委員会と連携しながら出席停止制度を活用したり、いじめられた生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応も検討し、

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

⑧いじめが解決したと思われる場合でも、継続して注意を払い、必要な支援を行う。

(3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ①いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、いじめ対策委員会を開催し、その後の解決方策の方向性を定める。また、生徒指導部会と当該学年担任団が連携し、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、必要に応じて教育相談員の協力を得る。
- ②事実確認後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑤いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける等の生徒理解に努め、いじめの行為は絶対やってはならないこととして否定するが、その生徒の人格や存在そのものは否定しない。
- ⑥いじめた生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(4) いじめが起きた集団への指導

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。
- ②たとえ、いじめを止める勇気はなくても、知らせる勇気を持つよう指導する。
- ③はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを強く指導する。
- ④いじめは絶対に許されない行為であり、皆で根絶しようという雰囲気を作る絶好の機会と捉え、重ねて指導していく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ①インターネットやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の危険性を生徒及び保護者に積極的に知らせ、各家庭での約束事などを話し合うようにしていく。具体的には、スマホ等を使用させる場合の家庭での約束を決める取り組みをPTA事務局が行う。また、ネットモラル研修会(SNS研修会)を生徒対象に(できれば保護者対象にも)行う。
- ②インターネット上の不適切な書込で名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて山形地方法務局鶴岡支局・酒田支局の協力を得る。
- ③生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに庄内警察署に通報し、援助を求める。
- ④ネット上のトラブルの早期発見のため、ネットパトロールを実施することができるように庄内町教育委員会や関係機関に働きかける。

(6) 関係機関との連携

日頃から田川地区中学校生徒指導主事会、飽海地区中学校生徒指導主事会、庄内町生徒指導主事会等を通して、庄内警察署(鶴岡署・酒田署も)生活安全課や庄内児童相談所の担当者と連絡を取り合い、窓口を相互に確認しておくとともに、生徒指導情報を共有し問題が発生した場合、直ぐに相談できる体制を構築しておく。

生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に庄内警察署に相談・通報する。

指導が困難な場合などには、庄内町教育委員会の指導助言を仰ぎ、庄内警察署のほか、

庄内児童相談所、医療機関、山形地方法務局鶴岡支局・酒田支局等と適切に連携を取りながら事態に対応していく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

- ①平成29年3月に策定された文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「庄内町いじめ防止基本方針」「庄内町いじめ防止対策の推進に関する条例」に則って対処する。
- ②いじめに伴って、1)生徒が自殺を図った場合、2)生徒が身体に重大な傷害を負った場合、3)生徒が金品等に重大な被害を被った場合、4)生徒が精神性の疾患を発症した場合、5)生徒が不登校(年間欠席日数が30日を超えた場合や一定期間の連続欠席)に陥った場合、6)生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合等に、全職員にその旨を知らせるとともに、庄内町教育委員会を通じて庄内町長に事態発生を速やかに報告する。PTA幹部にもプライバシーを保護しつつ、重大事態発生の旨を伝え、協力を仰ぐ。
- ③調査組織を校内に設置する場合は、いじめ対策委員会を母体に事実関係を調査する。その際、必要に応じて庄内町教育委員会の指導・助言を仰ぐ。調査結果は、庄内町教育委員会に報告する。
- ④庄内町が調査機関を設けた場合には、積極的に調査に協力する。
- ⑤重大事態発生の場合、関係生徒が深く傷ついたり、周囲の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。その際は、生徒への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- ⑥学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ⑦学校は調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(2) 調査の実施

- ①いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど可能な限り網羅的、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ②初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
- ③質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒集団(学級・学年・全校・部活動など)やその保護者に説明する。質問調査内容は、事前に庄内町教育委員会の指導を仰ぐ。
- ④いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、その生徒から事情や心情を十分に聴き取る。また生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ⑤いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先に調査する。
- ⑥いじめられた生徒に対しては、その置かれた状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ⑦被害生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴取が不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に汲取り、迅速に調査に着手する。

(3) 調査結果の報告

- ①調査内容は逐次、庄内町教育委員会へ報告し、指導・助言を得る。調査結果の最終報告は、文書をもって庄内町教育委員会へ報告する。
- ②調査により明らかになった事実関係と学校がどのように対応したかについて、いじめを受けた生徒やその保護者に対して丁寧に説明する。学校として管理上の責任等の落ち度があった場合は、誠意を持って謝罪する。

- ③在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ④報道機関への情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、校長または教頭が適切に提供する。

6 いじめ防止関連の年間計画（学校いじめ防止プログラム）

(1) 基本的な考え方

未然防止・再発防止の取組は、組織的・計画的に実施し、P D C Aサイクルを機能させ、システムを更新していくことが重要である。

具体的には、年度始めにいじめ対策委員会が取組等の方向を定め、生徒指導部会が具体的計画を立案し、実施する。7月下旬に中間評価、1月中旬に最終評価を行う。課題はその都度、いじめ対策委員会が方向を定め、生徒指導部会が対応策を立て課題解決に向かう。

(2) 年間計画

- ①情報集約と共通理解
 - ・生徒理解研修会(4月) ・学年会(毎週)
 - ・生徒指導部会(毎週) ・運営委員会(毎週) ・職員会議
- ②早期発見のための措置
 - ・学年・学級による手帳や生活記録等の点検、各階及び体育館、校舎周辺の巡視
 - ・呼び出し相談・チャンス相談など日常的な相談体制づくり
 - ・Q-U(年2回) ・定期的な教育相談(5月、11月) ・S CやS S Wへの相談
 - ・いじめ発見チェックリスト(6月、11月、2月)
 - ・管理職の巡視
- ③いじめをしない心や態度の育成 ※議論する道徳、特活
 - ・道徳(人間愛、思いやり、友情、寛容、生命の尊重、公正公平)
 - ・学級活動(生活上の諸問題解決、他者の理解と尊重、望ましい人間関係等)
 - ・全校集会での指導(随時) ・人権標語作成及び応募 ・人権教室
- ④自己有用感・自己肯定感の育成
 - ・教科(わかった、できた、伸びた、仲間と共に成長した等の体験) ・総合学習
 - ・福祉体験(1・3学年) ・修学旅行(2学年) ・進路学習・職場体験(3学年)
 - ・学校行事 ・運動会(9月) ・文化祭(10月)
 - ・部活動(向上・上達、切磋琢磨、団結・支え合い等の体験)
- ⑤生徒会の主体的取組
 - ・生徒会活動 ・牛乳パック回収-ボランティア活動 ・社会貢献
- ⑥インターネット等を通じて行われるいじめの防止対策
 - ・ネットモラル(S N S)研修会
 - ・スマホ等の家庭使用時におけるルール作り(P T A事務局の活動)
 - ・アウトメディアの取り組み(健康安全指導部)
- ⑦校外会議「庄内町いじめ防止対策連絡協議会」への出席と活用

7 学校評価と教職員評価

(1) いじめ問題への対応に関する学校評価・教職員評価

学校評価においては、基本的には「友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができているか」を学校経営の領域で評価する。

いじめに関しては、その有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や生徒や地域の状況を十分踏まえた目標設定、具体的な取組になっているかを、P D C Aのマネジメントサイクルに乗せ、課題を改善していく。

教職員評価においては、必要に応じて学校運営の領域で、校務分掌や学年・学級経営等と関連づけながら、いじめの問題に関する対応状況を評価する。

(2) 地域や家庭との連携

地域や家庭に、いじめ問題の重要性を認識していただき、いじめの学校基本方針の理解に努める。P T A学級懇談会や地区懇談会などを通じて家庭や地域との緊密な連携を図る。

また、学校評価を公表することにより、保護者や地域住民の理解・協力を仰ぎ、保護者・地域と一体となって生徒の健全育成及びいじめ防止に努める。